

屋根工事の点検商法に注意！

消費生活センター ☎ 443・9078

事例
自宅に突然業者が来訪し、納得できる業者と契約しま「近くで工事をしているが、」

屋根瓦がずれているのが見えた。屋根の状況を見てあげる」と言われた。依頼すると屋根に上り、撮影した瓦の写真を見せられた。「このままでは雨漏りするので工事は早い方がいい」と勧誘され、工事費用約100万円の契約をした。

しかしよく見ると、本当に自宅の屋根の写真なのか疑問だ。クリーリング・オフできるか。
契約は慎重に
◇突然訪問してきた業者は、たとえ無料と言われても安易に点検を依頼しないようにしましょう。

◇屋根の現状に不安を感じる場合は、家を建てた工務店などに相談して調査を行ったり、複数の業者から見積もりを取つて比較してください。

◇訪問販売の場合は、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クリーリング・オフできます。

※ 少しでも不安に思ったら、消費生活センターまでご相談ください。

消費者ホットライン ☎ 188

消費者ホットライン（☎ 188）は、近くの消費生活相談窓口を案内し、消費生活相談の最初の一歩をお手伝いするものです。土・日、祝日など近くの消費生活相談窓口が開所している場合には、国民生活センターにつながります。

消費者トラブルで困ったときは、「一人で悩まず、まずは相談！」消費者ホットライン（☎ 188）をご利用ください。